

女性部職場代表者様

女性部アンケートについて

① 個人アンケート P4：権利のページの訂正について

子どもや家族の具合が悪いとき

看護休暇
対象：子ども（年齢の制限無し）・配偶者・父母・配偶者の父母
5日（中学生以下の子が2人以上なら10日）
中学生以下なら、予防接種や健康診断にも利用できます。配偶者・父母などの看護や通院にも使えます。
今年度の地公労交渉で「孫」も対象にすることが回答されました。また、けが・病気の看護だけでなく、感染症による学級閉鎖等に伴う世話や教育・保育に係る行事への参加でも取得できるようになります。（令和7年4月1日適用）

介護時間
14日以上のお要介護者1人につき年5日（2人以上のときは年10日）
けが、病気、老齢等により日常生活に支障がある人の介護や世話。時間単位取得可

介護が必要になったとき

介護時間
お要介護者がいる場合、連続する3年以内で始業または終業に続く連続した2時間以内でとることができます。勤務しない時間分については、給料は減額になります。また、補充者はつきません。

介護休暇等の対象者
対象：配偶者・父母・配偶者の父母・子・祖父母・孫・兄弟姉妹
※23年度の地公労交渉で、「障がい児等の養育」が要件に明記されました。

介護休暇
通算して6ヶ月以内。1日又は時間単位（1日4時間まで）で取得可。連続して1か月以上の場合は、代替者の措置が可能。（時間取得の場合は措置できません。）給料は休暇の取得状況で減額ですが、介護休業手当金（共済組合）の給付があります。

「介護時間」とありますが、名称が違っていました。
「短期介護休暇（特別休暇）」の誤りです。
内容についてはあっています。
お手数をおかけしますが、各職場でお伝えいただきますようよろしくお願い致します。

② アンケートの実施について

- ・個人、職場アンケートともに WEB（フォーム）のみでの回答です。
- ・職場アンケートは、学校種によって回答フォームが違います。

【小学校用】



<https://bit.ly/2024josei2>

【中学校用】



<https://bit.ly/2024josei3>

【障害児学校用】



<https://bit.ly/2024josei4>

回答期限 1月31日（金）

次年度の交渉の大切な資料になります。職場の様子を振り返り、ご協力をお願いします。